

事前調査結果報告書作成ガイド

1. 対象者

対象：以下の解体等工事を施工しようとする元請業者、自主施工者

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上^{*1}であるもの
- ③ 工作物（告示^{*}で示すもの）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上^{*}であるもの

※1 材料費を含めた作業全体の代金。事前調査費用は含まないが消費税を含む。

※2 令和2年環境省告示第77号

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

2. 届出事項（詳細はガイドライン「12.1 事前調査結果の報告」を参照）

原則として「石綿事前調査結果報告システム」による電子申請を行ってください。電子申請後、建り法届出対象となる規模の工事については、Logo フォーム、電子メール等で、別途添付資料の提出をお願いします。紙で報告する場合は紙の様式に資料を添付してご提出ください。なお、アスベスト含有建材の使用のない建築物の解体工事の場合は、建り法届出と同じ添付資料の提出でも大丈夫です。

提出書類	内容
事前調査結果報告書 (様式第3の4)	特定建築材料の種類、調査方法など。記載例は別紙1-1を、様式のダウンロード方法については、別紙2を参照してください。
① アスベスト使用建材一覧(市独自様式)	アスベスト建材の使用箇所、建材の種類、使用面積 アスベスト建材の使用がない場合は不要
② 平面図(アスベスト建材使用状況)	アスベスト建材の使用箇所がわかる見取図(図面のほか、手書きの図でも可)。 主要寸法を記入してください(別紙1-2を参照してください)。
③ 分析結果報告書	分析を委託で実施したときは、分析結果の報告書の写しを添付してください(石綿の含有が無かった場合も添付してください)。チャート類までは必要ありません。
④ 工事全体の工程表	アスベスト建材が使用されている場合には、特定粉じん排出等作業実施期間がわかるもの。 工事の工程を示したもので、仮設工事、機材の搬入、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の撤去、片付け・清掃、機材の搬出、などの項目ごとに各作業の期

間がわかるもの。

⑤ 案内図

工事現場の場所がわかるもの

⑥ 住民周知計画(詳細はガイドライン「8 周辺住民への周知」を参照)

以下の工事は、条例で周辺住民への周知が規定されています。

・吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等工事

・石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等が使用されている建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の1棟あたりの床面積の合計が80㎡以上である解体工事

この工事に該当する場合は、以下の資料を添付してください。

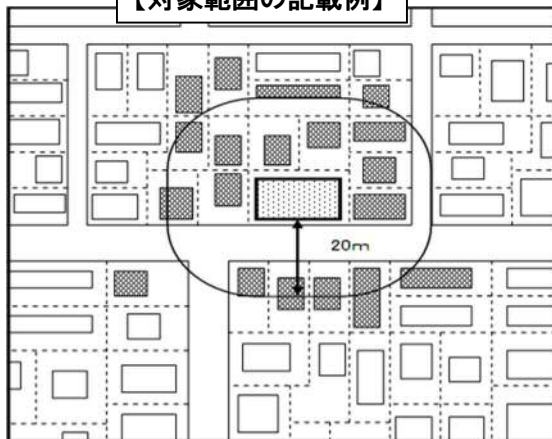
○住民周知の対象範囲(別紙1-3を参照してください)。

地図上に工事を行う建築物等とそこから20m範囲、周知する相手を地図上に示したものの。

○周知方法(ポスト投函、個別訪問説明等)、周知時期記載(○月○日配布予定等)。

○配布資料の写し(別紙1-4を参照してください)。

【対象範囲の記載例】



【対象範囲について】

周知対象は建築物等から20mの範囲です。左図のように、敷地内に20mの範囲がかかると、周知対象になりますので、ご注意ください。周知対象が分かる地図も添付してください。

また、解体等工事の周知だけでなく、石綿含有建材の除去等の工事があることも併せて周知してください。

3. 届出期限

事前調査結果の整理など必要な作業を行った上で、速やかに報告してください。遅くとも、解体等工事に着手する前に報告が必要です。

ただし、建築物等の構造上、着手前に目視不可能な箇所については、目視可能となった時点で調査を行い、再度報告を行ってください。

なお、以下の解体等工事については、当該工事に関する以下の届出と同時に報告をお願いします。

・特定粉じん排出等作業実施届出書の届出対象工事

特定粉じん排出等作業開始の14日前までに提出が必要です。

・石綿排出等作業実施届出書(※)の届出対象工事

特定粉じん排出等作業開始の14日前までに提出が必要です。

・建設リサイクル法の届出対象工事

工事着手の7日前までに提出が必要です。

なお、届出期限が市役所の休日にあたる場合は、その休日の前日を届出期限とします。

※ 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の使用面積が1棟あたり500m²以上の解体工事の場合は、条例の第25号様式の3「石綿排出等作業実施届出書」を提出してください。

4. 解体工事施工中に遵守しなければならない事項

詳細は**別紙3**を参照してください。

提出・連絡先

○電子申請

電子申請は、「石綿事前調査結果報告システム」において行います。

「gBizID」への登録が必要です。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

【gBizID】 <https://gbiz-id.go.jp/>

電子申請した場合、建り法届出対象となる規模の工事については、別途、Logoフォーム、電子メール等で図面等の書類の提出をお願いします。詳細は以下のページをご確認ください。

【令和4年4月からの事前調査結果報告について】

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133121.html>

○紙で提出

紙の届出は原則として窓口で受け付けますが、事前調査結果報告のみの場合は、郵送による報告を受け付けています。

必要となる添付書類をよくご確認の上、正本・副本1部ずつ（計2部）と副本の返信用封筒（切手貼付のこと）を同封してください。

郵送状況を把握するために、事前にメールで郵送した旨を連絡してください。

件名は「アスベスト事前調査結果の郵送について」としてください。

川崎市役所 本庁舎 20F 環境局環境対策部環境対策推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2526

FAX：044-200-3921

メール：30suisin@city.kawasaki.jp

＜事前調査結果報告書記載例＞

様式第3の4

事前調査結果報告書

令和××年 ××月 ××日

川崎市長 殿

郵便番号 ×××-××××
 住 所 川崎市川崎区東田町×-×
 氏 名 △△建設株式会社
 代表取締役 ◎◎ ◎◎
 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)
 電話番号 044-×××-××××
 メールアドレス ×××_××@×××.××.××

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〒×××-×××× ○×県○市○町×-×-× ★★株式会社 代表取締役社長 ◎◎ ◎◎
解体等工事の場所	〒×××-×××× 川崎市○区○○○丁目×番地××
解体等工事の名称	★★株式会社寮解体工事
解体等工事の概要	★★株式会社寮解体工事
解体等工事の実施の期間	自 令和×年 ×月××日 至 令和×年 ×月××日
特定粉じん排出等作業の開始時期	令和×年 ×月××日
建築物等の設置の工事に着手した年月日	昭和××年×月××日
建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積 210m ² 階数(地上3階、地下1階) その他工作物
解体の作業の対象となる床面積の合計	210m ²
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計	800万円
事前調査を終了した年月日	令和×年 ×月 ××日
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名 株式会社○○調査 ◎◎ ◎◎ 講習実施機関の名称 一般財団法人○○環境センター (一般・特定・一戸建て等・その他)
分析による調査を行った箇所	外壁・仕上塗材
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	◎◎ ◎◎ 株式会社○○環境

作成にあたっての注意事項

紙による提出の場合

この様式が表紙として必要です。

届出者

届出者は工事の元請業者です。発注者ではありません。

代表者印の押印は不要です。

解体等工事の期間

工程全体の期間を記載してください。

特定粉じん排出等作業の開始時期

アスベスト建材除去等に係る作業(養生等を含む)を開始する時期を記載してください。

建築年月日

不明の場合は不明と記載してください。

延床面積

建築物の解体工事の場合に記載してください。

請負代金

建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修の場合に記載してください。

調査者等の氏名

令和5年10月1日までは、資格を持つ「調査者等」でなくても事前調査可能ですが、「調査者等」による事前調査をお勧めします。

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視	②設計図書等(④を除く。)	③分析	④建築材料製造者による証明	⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	■	□	□	①□	②□	③■	④□	⑤□
保温材	□	□	■	①□	②□	③■	④□	⑤□
煙突断熱材	□	□	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
屋根用折版断熱材	□	□	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	□	□	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
仕上塗材	■	□	□	①□	②□	③■	④□	⑤□
スレート波板	□	■	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
スレートボード	□	■	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
屋根用化粧スレート	□	□	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
けい酸カルシウム板第1種	□	■	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
押出成形セメント板	□	□	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
パルプセメント板	□	□	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
ビニル床タイル	□	□	■	①□	②■	③□	④□	⑤□
窯業系サイディング	□	■	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
石膏ボード	□	□	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
ロックウール吸音天井板	□	■	□	①□	②□	③□	④□	⑤□
その他の材料	□	■	□	①□	②□	③□	④□	⑤□

備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。

2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行われた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。

3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。

4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。

5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。

6 ※印の欄には、記載しないこと。

7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

事前調査の結果(詳細はガイドライン参照)

解体等工事を行う建築物等に使用されている建材について、いずれかにチェックを入れてください。
当該建築物等に使用されていない建材についてはチェック不要です。
みなし…石綿ありとみなす場合

アスベスト含有なしの判断の根拠(詳細はガイドライン参照)

該当する全てにチェックを入れてください。

「目視による確認」とは、a マークや商品名、製造番号等を調べることによってアスベスト含有の判断ができた場合です。経験上、アスベスト含有であると判断された場合は、「事前調査の結果」の欄の「みなし」にチェックを入れてください。

アスベスト建材の使用がない場合は、この様式の添付は不要です。

アスベスト使用建材一覧

	使用箇所	建材の種類	使用面積 (m ²)
吹付け石綿	① 2～3F居室天井部	ひる石	210
	合計		210
石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材			
	合計		0
石綿含有仕上塗材	② 外壁	仕上塗材	410
	③ 3F和室壁	じゅらく吹付け	14.4
	合計		424.4
石綿含有成形板等	④ 増築部外壁	下地調整材	110
	⑤ 2F浴室天井	フレキシブル板	5
	⑥ 3Fトイレ天井	フレキシブル板	2
	⑦ 1F台所床	ビニル床タイル	16.4
	⑧ 玄関軒天	ケイカル板	1.8
	合計		135.2

使用箇所等

該当する箇所に記載してください。

合計

エクセルの計算式により、建材ごとに使用面積の合計を表示します。行の挿入等の編集を行うと、計算式に変更が生じる場合がありますので、必ず合計値に間違いがないか確認してください。

注意事項 1

「吹付け石綿」及び「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」の使用面積の合計が、50m²以上の場合は、石綿濃度測定計画届出書を提出してください。

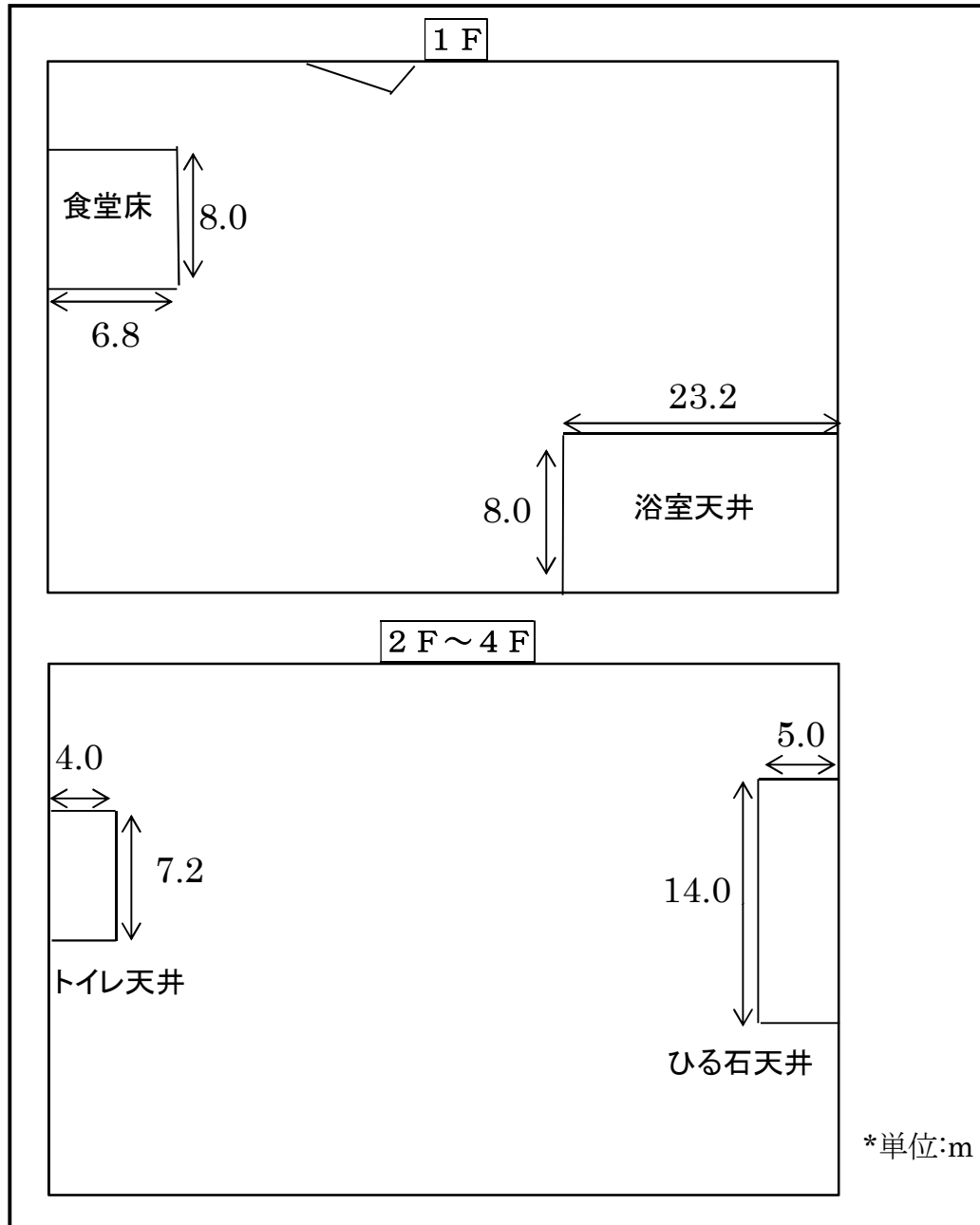
注意事項

1棟あたりの「石綿含仕上塗材」及び「石綿含有成形板等」の使用面積の合計が、500m²以上の建築物の解体工事の場合は、石綿排出等作業実施届出書を提出してください。

備考 指定記入欄で書ききれない場合は、以下の通りとしてください。

- 1 電子ファイルで提出する場合は、適宜、欄を挿入して記載してください。
- 2 紙で提出する場合は、2以上の表を作成してください。またその場合の合計の欄は、最初の表に表記されているものとします。

<平面図（アスベスト建材使用状況）の記載例>



図

◎ 建物の図面が分かるようなものを添付してください。図面等が無い場合は、アスベスト建材の使用場所が分かるような図を手書きで記載されたものを添付してください。

アスベスト建材が無い場合は建物の図面等を添付してください。

◎ 改造・補修の場合は施工部分がわかるように記載してください。

寸法

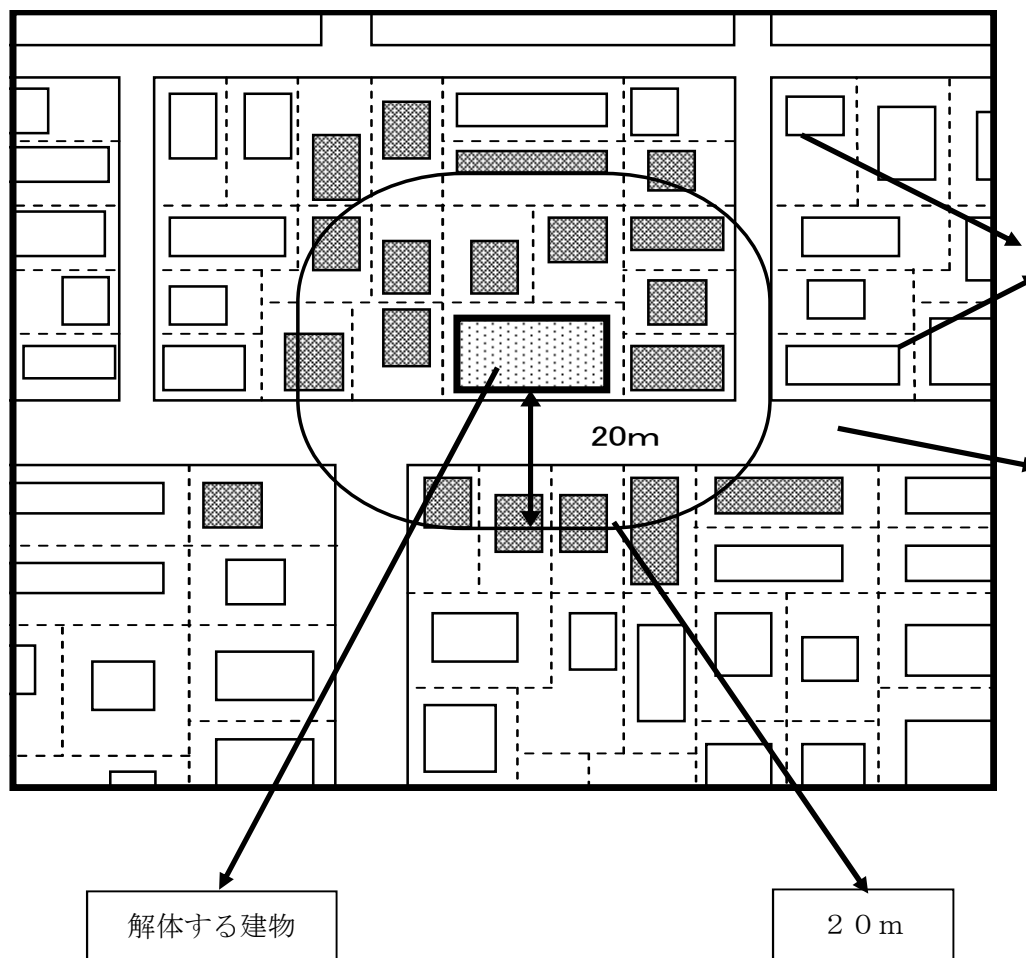
◎ アスベスト建材の使用面積が分かるように記載してください。

<周知対象範囲の記載例>

以下の工事の場合に添付してください。

- ・吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等工事
- ・石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の1棟あたりの床面積の合計が80㎡以上である解体工事

(例) 建物の解体工事の場合



作成にあたっての注意事項

※周知対象は建物から20mの範囲です。左図のように、敷地内に20mの範囲がかかると周知対象となりますので、御注意ください

地図

周知対象が分かるような地図を添付してください。左図のような建物の構図が分かるような地図が望ましいです。

の図

周知をする対象を表しています。

大きい楕円

解体等工事する建築物等の外周から20mが周知範囲です。建物の中心から半径20mの円ではありません。

周知範囲

解体等工事する建築物等から20mの範囲です。敷地内に20mの範囲がかかると周知範囲になります。

その他

解体等工事する建築物等から20m以内の範囲内に周知する対象がない場合は、地図の添付と周知する対象がない旨を記載してください。

<吹付け石綿、石綿含有断熱材等工事の 配布資料の記載例>

令和〇〇年〇月〇日

近隣の皆様へ

施工者 〇〇建設株式会社

〇〇ビル解体工事に伴う石綿（アスベスト）除去工事のお知らせ

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
この度、中原区〇〇××丁目×番地××におきまして、〇〇ビル解体工事に伴い次のとおり石綿（アスベスト）含有吹付け材の除去工事を行うこととなりました。
石綿除去の工事については、関係法令を遵守し、安全面ならびに飛散防止等に十分配慮し、万全を期して作業を進めて参ります。
工事期間中、近隣にお住まいの皆様には、何卒、御理解、御協力お願い申し上げます。

工事名称	〇〇ビル解体工事
工事場所	川崎市中原区〇〇××丁目×番地××
建材・使用面積	石綿含有吹付け材 〇〇〇㎡
工事期間	令和〇〇年〇月〇日（〇）～令和〇〇年〇月〇日（〇）
石綿除去作業期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
作業時間	午前8：00～午後5：00
作業日	日曜・祭日を除く毎日（土曜日は実施）

石綿除去方法及び飛散防止措置

- ① 除去作業前・中・後に作業場周辺でアスベストの大気中の濃度測定を行う。
- ② アスベストの飛散防止のために作業場所を密閉し、隔離養生を行う。
- ③ 集じん・排気装置を設置する。
- ④ 飛散抑制剤でアスベスト含有建材を湿潤化する。
- ⑤ アスベスト含有建材を除去し、密封梱包する。
- ⑥ 作業場内を清掃する。
- ⑦ 養生を撤去し、養生資材を密封梱包する。
- ⑧ 除去したアスベスト含有建材と養生資材等を廃棄物として搬出する。

問合せ先 施工者 〇〇建設株式会社

住所	川崎市川崎区〇〇△△丁目△△番地
担当者	〇〇
電話	044-〇〇〇〇-〇〇〇〇

石綿除去業者 株式会社〇〇

住所	川崎市中原区〇〇△△丁目△△番地
担当者	〇〇
電話	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

作成にあたっての注意事項

- ※ これは周知文の一例です。工事の規模・周囲の状況等を考慮して、必要に応じて図面等を添付するなど、住民の方が分かりやすいように、周知文を作成してください。
- ※ 特定粉じん排出等作業を実施することがはっきりと伝われば、解体工事全体のお知らせなどに組み込んでも構いません

文章

- ◎ 周知文は案件によって様々な内容が考えられます。実際の作業内容に則した文章を作成してください。
- (例)
- ① 工事の場所
 - ② **アスベスト建材の除去等を伴う解体等工事であることの記載**
 - ③ 関係法令を遵守し、飛散防止対策を徹底し安全に作業を行うという説明

工事期間

- ◎ 解体等工事期間と特定粉じん排出等作業期間は別々に明記してください。

石綿除去方法及び飛散防止措置

- ◎ 実際に行う作業内容について、住民の方にも理解しやすいようにできる限り平易な言葉を用いて説明してください。分かりにくい場合は、図や詳細を記載した別紙を用いて説明することも有効です。

問合せ先

- ◎ 住民の方が工事内容について質問があるときに、連絡のできる問合せ先を記載してください。

＜石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材 工事の配布資料の記載例＞

12月10日～12月15日周知予定

令和〇〇年〇月〇日

近隣の皆様へ

施工者 〇〇建設株式会社

〇〇ビル解体工事に伴う石綿（アスベスト）除去工事のお知らせ

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
この度、中原区〇〇××丁目××番地××におきまして、〇〇解体工事に伴い次のとおり石綿（アスベスト）含有成形板の除去工事を行うこととなりました。
石綿除去の工事については、関係法令を遵守し、安全面ならびに飛散防止等に十分配慮し、万全を期して作業を進めて参ります。
工事期間中、近隣にお住まいの皆様には、何卒、御理解、御協力お願い申し上げます。

工事名称	〇〇解体工事
工事場所	川崎市中原区〇〇××丁目××番地××
建材・使用面積	石綿含有成形板等（ ）〇〇〇㎡
工事期間	令和〇〇年〇月〇日（○）～令和〇〇年〇月〇日（○）
石綿含有建材除去期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
作業時間	午前8：00～午後5：00
作業日	日曜・祭日を除く毎日（土曜日は実施）

石綿除去方法及び飛散防止措置

- ① アスベスト含有建材は原則手作業で原型のまま取り外す。
- ② 散水による湿潤措置の実施。
- ③ 養生シートにより建物外部を囲う。

問合せ先 施工者 〇〇建設株式会社

住所	川崎市川崎区〇〇△△丁目△△番地
担当者	〇〇
電話	044-〇〇〇-〇〇〇〇

石綿除去作業者 株式会社〇〇

住所	川崎市中原区〇〇△△丁目△△番地
担当者	〇〇
電話	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

周知義務

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の場合は、1棟あたりの延床面積80㎡以上の建築物の解体工事が対象です。

周知日

◎ 工事着工前までに周知をお願いします。周知をする日付を記載してください。複数日に周知がまたがる場合は、「12月10日～12月15日周知予定」のように記載してください。なお、周知日につきましては、こちらの配布資料以外の別紙にて記載していただいても構いません。

文章

◎ 周知文は案件によって様々な内容が考えられます。実際の作業内容に則した文章を作成してください。

(例)

- ① 工事の場所
- ② **アスベスト建材の除去を伴う解体工事であることの記載**
- ③ 関係法令を遵守し、飛散防止対策を徹底し安全に作業を行うという説明

工事期間の記載

問合せ先

◎ 元請業者の連絡先が必要です。また、住民の方が工事内容について質問があるときに、連絡ができる問合せ先も記載してください。

◎届出様式の場所

川崎市 アスベスト 届出様式

検索

上記で直接検索頂くか、次の要領で検索してください。

1. 川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>)
検索窓に「アスベスト 届出様式」と入力し、検索してください。



2. 「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」をクリックしてください。



3. ワード形式でダウンロードしてください。

様式第3の4 事前調査結果報告書

令和4年4月から、大気汚染防止法で事前調査結果報告が義務付けられました。

それに伴い、今まで、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で規定していた、『事前調査結果届出』は廃止しました。

提出方法の詳細については[こちら](#)もご参照ください。

添付ファイル

- 事前調査結果報告書(DOCX形式, 25.04KB)
- 市独自様式 (アスベスト建材一覧) (DOCX形式, 17.16KB)
- 事前調査結果報告書作成ガイド(PDF形式, 249.59KB)

<参考> <http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>

1. 作業方法に関する基準(ガイドライン「9.3 特定建築材料の除去等の方法」から抜粋)

(1) 石綿含有成形板等の除去の場合

	作業の種類	石綿の飛散防止措置
1	①石綿含有成形板等 (ケイ酸カルシウム板第1種を除く)	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること イ 原則として手作業により原形のまま除去すること (特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと) ロ 湿潤化して除去すること (イの方法によりを除去することが技術上著しく困難な場合) ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと
	②ケイ酸カルシウム板第1種	次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去すること イ 原則として手作業により原形のまま除去すること (特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。) ロ イが困難な場合 (1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

(2) 石綿含有仕上塗材の除去の場合

	作業の種類	石綿の飛散防止措置
1	仕上塗材	次に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること (ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く) 例・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用高圧水洗工法 (30~50MPa 程度) ・剥離剤併用超高圧水洗工法 (100MPa 以上) ・剥離剤併用超音波ケレン工法 ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること (1) 除去を行う部分の周辺を事前に養生すること (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する

		<p style="text-align: center;">こと</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと</p>
--	--	--

2. 掲示板の設置

(1) 事前調査結果の表示(詳細はガイドライン「8 周辺住民への周知」を参照)

解体等工事の期間中、次の事項を記載した掲示板(大きさ:A3、297×420mm 以上)を設置することにより、事前調査の結果を公衆の見やすい箇所に表示してください。

掲示板の記載事項

- ① 特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事)に該当するか否か
- ② 特定建築材料の使用の有無について調査した年月日(調査を終了した年月日)
- ③ 調査の方法
- ④ 特定建築材料の種類
- ⑤ 建築物等を調査し、解体等作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先、(法人の場合)代表者名

(2) 建築物等の解体等の作業に関するお知らせの表示(詳細はガイドライン「9.2 作業方法等の掲示」を参照)

特定工事の期間中、以下の事項を記載した掲示板(大きさ:A3、297×420mm 以上)を公衆の見やすい箇所に設置してください。

掲示板の記載事項

- 特定粉じん排出等作業の実施の届出をしたときは、その届出年月日、届出先
- 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、(法人の場合)代表者の氏名
- 作業期間
- 作業方法
- 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先